令和7年度

広域ものづくりネットワーク形成支援事業 (新事業展開助成)

【募集要項】

○申請書提出期限

令和7年10月31日(金)17時

申請書は下記 URL の本事業 Web ページよりダウンロードしてください。 https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/monozukuri/index.html



○申請書類の提出方法

申請は国が提供する電子申請システム「jGrants (Jグランツ)」によるデータ提出で受け付けます。なお、Jグランツを利用するには、法人・個人事業主向け共通認証基盤「GビズIDプライムアカウント」の発行が必要です。国の審査によりID発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。



総合支援部 多摩支社 〒196-0033 東京都昭島市東町3-6-1 TEL:042-500-3901

URL: https://www.tokyo-kosha.or.jp/

【目次】

1	申請前にお読みください	3
2	用語説明	4
3	目的	5
4	助成内容	5
5	交付までの流れ	5
6	助成対象	6
7	申請要件	7
8	助成対象経費	9
9	最終成果物 (試作品等) について	14
10	申請の流れ	15
11	申請に必要な書類	17
12	審査の流れ	18
13	交付決定	19
14	交付決定後の流れ	19
15	報告書類	21
16	助成事業の経理	23
17	事業計画の変更・中止	23
18	助成事業完了後の注意事項	24
19	助成金交付決定の取消し及び助成金の返還	25
補足	・よくある質問	27

- =申込者情報のお取り扱いについて=
- 1 利用目的
 - (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
 - (2)経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。 ※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。
- 2 第三者への提供(原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。)
 - (1)目的 ア 当公社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
 - (2)項目 氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
 - (3) 手段 電子データ、プリントアウトした用紙 ※上記(1)目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。
- 3「手続サクサクプロジェクト」への参加のお願い

本申請等においてご提供いただいた法人情報等について、東京都によるデータ収集にご同意いただいた場合は、上記1及び2にかかわらず、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の申請手続の際にデータ入力を省略可能とする取組に利用させていただきます。

(手続サクサクプロジェクトの詳細はこちら)

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/ict/base_registry

東京都によるデータ収集に関する同意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆ 個人情報について

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html

1 申請前にお読みください

申請前に下記事項をご確認ください。

	申請を予定している事業が「助成対象となる要件」(P.6)に該当するか、
	及び貴社が「申請要件」(P.7)に該当するかを申請前にご確認ください。
_	
Ш	「交付決定」は助成対象事業として決定したことのみを意味し、交付(支払い)を保証するもので
	はありません。
	「交付予定額」はあくまで予定上限額であり、交付(支払い)の額を保証するものではありません。
	助成金の交付(支払い)は助成対象事業の完了を公社等が確認した後(後払い)となります。
	申請時に設定した最終成果物(試作品等)が完成しなかった場合、助成金は交付されません。
_	THE STATE OF THE PROPERTY OF STATE OF THE ST
	適正に助成対象事業と経理処理等が行われたかどうかを検査して助成金額を確定します。
	検査の結果、実際の交付額(支払額)が交付予定額より減額になることがあります。

公社の助成金事業 WEB サイトの「助成金を申し込む前に御覧ください」にも助成金を申し込む際の注意事項がございますので併せてご確認下さい

https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/shikumi/index.html

または 公社 助成金 🔑 で検索ください

2 用語説明

交付	助成金の支払い
助成対象事業	助成金の対象となる事業
助成対象期間	助成対象事業の実施期間かつ助成金の交付の対象となる経費が決済できる期間
助成事業に要する経費	助成対象事業にかかる総支出
助成対象経費	助成対象事業に要する経費の内、助成金の対象となる経費
助成対象外経費	助成対象事業に要する経費の内、助成金の対象とならない経費
助成率	助成対象経費の内、助成金として交付される金額の割合
助成限度額	助成金として交付される最大額
77 /7(1×1×1×1)	※助成限度額の範囲内で交付予定額を決定します。
 交付決定	申請テーマを助成対象事業(交付対象)として決定すること
ZIIKZ	※支払いを保証するものではありません。
	交付決定時点において交付することが適切と認めた金額
交付予定額	※検査の結果、実際の交付額が交付予定額より減額になることがありま
	<u>す。</u>
交付決定額	交付予定額の内、実際に交付されることが決まった金額
統括管理者	助成対象事業の実施に係る提出用経理書類等の資料のとりまとめや
加加日日生 名	公社との連絡を担う担当者
	助成対象期間の途中で行う開発・改良等の進展具合や経費が適切
山即松木	に支出されたかどうかの確認及び助成対象事業で開発した成果物や
中間検査	発注書・請求書・受払記録等の確認の検査
	※中間検査終了時点では助成金は交付されません。
事業ウマ	申請書に記載した助成対象事業を全て完了し、かつ助成対象経費の
事業完了	支払いを全て終えること
	交付決定されたとおりに助成対象事業が実施されたかどうか、開発・
完了検査	改良等の目標が達成されたかどうか、経費が適切に支出されたかどう
	かなどを確認する検査

3 目的

都内中小企業を中核とした複数の中小企業が連携して行う自社事業の新規展開*1に必要な試作品の開発、テストマーケティング、ブランド構築等に要する経費の一部を助成することにより、中小企業のイノベーション創出に寄与することを目的としています。

※1「自社事業の新規展開」とは、新規事業の立ち上げ、新たな業界や分野への進出など新規性が認められる事業展開に向けて、新たに開発した自社製品の試作品等を販売代理店やバイヤー等へ提案すること、または展示会等による顧客や販売代理店等の探索などを指します。

4 助成内容

都内中小企業を中核とした複数の中小企業が連携して行う自社事業の新規展開に必要な試作品の開発、テストマーケティング、ブランド構築等に要する経費の一部を助成します。

(1)助成対象期間

交付決定日(令和8年2月1日(日)予定)から最長2年間

(2)助成限度額

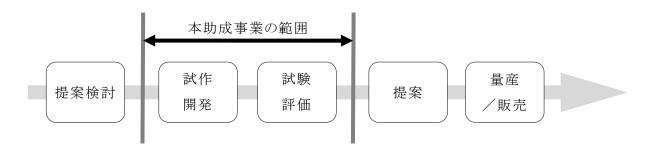
1,500万円

(3)助成率

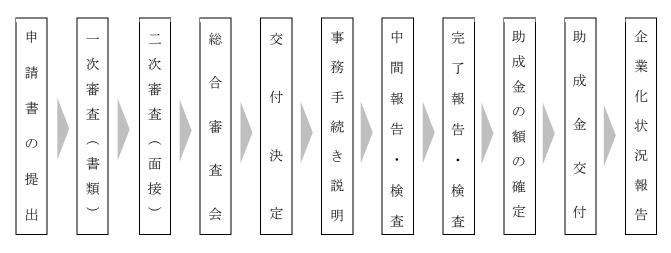
助成対象と認められる経費の1/2以内

(4)助成対象経費

試作品の開発等に要する経費の一部(詳細は P.9 の「8 助成対象経費」を参照)



5 交付までの流れ



6 助成対象

<助成対象となる事業の要件>

次のア〜ウの要件をすべて満たしていること

- ア 当事業において、中核企業認定を申請日の1ヵ月前までに受けている取り組みであること
- イ 自社事業の新規展開に必要な試作品の開発を行う取組みであること
- ウ 複数の中小企業が連携して行う取組みであること

なお、連携先の企業は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、 静岡県、山梨県、長野県の中小企業であること。

<助成対象とならない場合の例>

- (1) 試作品の開発の主要な部分が自社開発ではないもの
- (2) 既製品の模倣・仕様変更に過ぎないもの
- (3) 申請時において試作品の開発が概ね終了しているもの
- (4) 助成対象期間の終了までに、試作品の開発の完了が見込めないもの
- (5) 開業、運転資金など助成内容以外の経費の助成を目的としているもの
- (6) 生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としているもの
- (7) 開発後の試作品自体の販売、譲渡を目的としているもの
- (8) 公序良俗に反する事業など、事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの
- (9) 東京都の政策・方針にそぐわないと判断されるもの

<助成事業における主な留意事項>

- (1) 助成対象事業の完了は、<u>最終成果物(試作品等)を助成対象期間内に完成することが条件</u>になります。
- (2) 最終成果物の数量は必要最小限の数量とします(事業終了後一定期間の保存義務があります)。
- (3) 交付決定後、中間報告または完了報告の関係書類として、成果が確認できる書類(仕様書、図面、写真、カタログ等)、支払いが確認できる書類(請求書、振込控等)、履行が確認できる資料(納品書、仕様書、設計書・図面、完了報告書等)の提出が必要です。
- (4) 海外で発行する経理関係書類やその他文書については、申請時・検査時ともに日本語訳の添付が必要です。
- (5) 助成対象期間中に申請要件を満たさなくなった場合や、達成目標を達成する見込みがないと公 社が判断した場合には、助成対象期間内であっても打ち切ることがあります。
- (6) 同一の申請テーマ・内容に対して、他の助成金と重複して助成金を受けることはできません。

7 申請要件

申請に当たっては、次の(1)~(5)のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 当事業において、中核企業の認定を申請日の1ヵ月前までに受けていること

(2) 中小企業者(会社及び個人事業者)であること

「中小企業者」とは、以下に該当するもののうち、大企業が実質的に経営に参画していないもの*1をいいます。

業種		資本金及び従業員	
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)		3億円以下又は300 人以下	
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチュー	3億円以下又は900 人以下	
	ブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3個自以下又は900 八以下	
卸売業		1億円以下又は100 人以下	
サービス業(下記以外)		5千万円以下又は100 人以下	
	ソフトウエア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下	
小売業		5千万円以下又は50 人以下	

- ※1「大企業が実質的に経営に参加していないもの」とは、次の各号に該当しない者であって、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていないと認められるものをいいます。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は大企業とみなさないものとします。
 - ア 発行済み株式総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有又は出資している中小企業
 - イ 発行済み株式総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有又は出資している中小企業
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の半数以上を占有している中小企業

(3) 組織形態が次のア〜イのいずれかに該当し、それぞれ(ア)(イ)の条件を満たすもの

ア 法人の場合

- (ア) 基準日※1現在で、東京都内に登記簿上の本店または支店があること
- (イ) 基準日*1現在で、東京都内事業所で実質的に2年以上事業を行っていること*2

イ 個人事業者の場合

- (ア) 基準日※1現在で、東京都内に開業届け出があること
- (イ) 基準日※1現在で、東京都内事業所で実質的に2年以上事業を行っていること※2
- ※1 基準日は、令和7年4月1日を指します。
- ※2「都内で実質的に事業を行っている」とは、都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本や開業 届に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動 が行われていることを指します。申請書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態 や従業員の就業場所、事務所等の占有状況等から総合的に判断します。

(4) 次のすべてに該当する助成事業の実施場所※1※2を有していること

- ア 自社の事業所、工場等であること
- イ 原則として都内であること(ただし、首都圏※3である場合も可とする)
- ウ 申請書記載の購入予定の物品、成果物等が確認できること
- ※1 購入した物品等が実施場所に設置・保管されていることが確認できない場合は、助成対象外となります。
- ※2 実際の助成事業実施場所が申請書記載の住所と異なることが判明した場合、交付決定後であっても取消となる場合があります。
- ※3 公社が購入物品・成果物等を確認できることが要件です。首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、静岡県、山梨県、長野県)であれば概ね申請可能です。

(5) 次のすべてに該当すること

- ア 同一内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。
- イ 本助成事業の同一年度の申請は一企業につき一申請とすること。また、同一内容で公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。
- ウ 事業税等を滞納(分納)していないこと。
- エ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- オ 申請日までの過去5年間に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故 を起こしていないこと。
- カ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。
- キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ク 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ケ「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものでないこと。
- コ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法など公的資金の 助成先として適切でないと公社が判断する業態を営むものではないこと
- サ その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものでないこと。

8 助成対象経費

助成対象経費は、以下(1)~(4)の条件に適合する経費で次頁以降の「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

- (1) 助成対象事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費
- (2) <u>助成対象期間内に契約、取得、支払いが完了した経費</u> ※支払いは、金融機関による申請者名義(法人は法人名義)の口座からの振込払いが原則
- (3) 助成対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費
- (4) 助成対象経費で得た財産の所有権(ソフトウエアの場合は著作権)が助成事業者に帰属すること

<助成対象経費とならない場合の例>

- ア 助成事業に直接関係のない物品の購入、委託等の経費(完了時点で未使用の購入原材料等 を含む)
- イ 帳票類が不備の経費(見積書、契約書(注文書・注文請書)、仕様書、納品書、請求書、振込 控、領収書等が確認できない場合)
- ウ 申請書に記載されていないものを購入した経費
- エ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- オ 他社発行の手形や小切手等により支払いが行われている経費(原則振込払い)
- カ 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
- キ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(自社と資本関係のある会社、役員等及び社員を 兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等)との取引
- ク 間接経費(消費税、振込手数料、通信費、光熱費等)
- ケ 建物附帯設備とその工事に係る経費
- コ 資料収集業務、調査業務、会議費、消耗品等の事務的経費
- サ 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費
- シ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ス 発注または契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に済んでいない経費
- セ 購入額の一部又は 全額に相当する金額を口座振込や現金により助成事業者へ払い戻すこと で、購入額を減額・無償とすることにより、取引証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われ た金額が一致しない経費
- ※ その他内容によっては助成対象外となるものもありますので、必ず事前に公社へご確認ください。

助成対象経費一覧

経費区分	内容
原材料・	開発する試作品の構成部分、試作品開発の実施などに直接使用し消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費 [例:鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等] <注意事項> ア 試作品の一部として構成または組み込まれる部品等は、原材料・副資材とみなし、本経費区分に計上してください。 イ 購入する原材料等の数量は助成事業中に使い切る必要最小限にしてくださ
副資材費	い。 <u>助成事業終了時点での未使用残存品は助成対象となりません</u> 。開発中に生じた仕損じ品やテストピース等を助成対象経費として計上する場合は、保管しておく必要があります。 ウ 残量や使用履歴が分かる書類(受払簿)を作成し、購入する原材料等を適切に管理してください。消滅等により原材料等が後に確認できない場合は、使用状況に合わせて写真を撮影しておいてください。 エ 自社専用仕様の特注部品を使用する場合は、委託・外注費となります。
機械装置・工具器具費	 試作品開発の実施などに直接使用する機械装置・工具器具等の購入、リース、レンタル、据付に要する経費 [例:試作品を製作するための試作金型、計測機械、測定装置、サーバ、ソフトウェア等] 〈注意事項〉 ア 1件単価 100 万円(税抜)以上の購入品については、原則として2社以上の見積書(単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるもの)が必要です(市販品の場合は、価格表示のあるカタログ等の添付でも可)。※100 万円(税抜)未満の場合は申請時に見積不要 イ 試作金型に係る費用は、委託・外注費ではなく本経費に含めてください。 ウ 機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合、助成対象期間内に賃貸借契約を締結したものに限り助成対象となります。 エ 割賦により調達した場合はすべての支払いが助成対象期間内に終了するものに限り助成対象となります。 オ 次の経費は、助成対象となりません。 (ア)リース、レンタルについて、助成対象期間外に係る経費(イ)中古品の購入、自家用機械類の改良、修繕等に係る経費(ク)自社以外に設置する機械装置・工具器具類に係る経費(エ)汎用性が高く、使用目的が本助成事業の遂行に必要なものと特定できない経費(例:パソコン、デジタルカメラ等)

経費区分	内容
	1 委託 自社内で直接実施することができない <u>試作品開発の一部、試作品のデザイン、ブランド構築等</u> を外部の事業者等に依頼する経費で、実施するものにおいて 創意工夫、検討が必要なもの [例:開発、試験等、プロダクトデザイン、ブランディングデザインなど]
	2 外注 自社内で直接実施することができない <u>試作品開発の一部、試作品のデザイン、ブランド構築等</u> を外部の事業者等に依頼する経費で、仕様書等において実施内容を具体的に指示できるもの [例:製造・改造・加工、試料の製造・分析鑑定等]
	3 専門家指導費 外部専門家から <u>技術指導、デザイン指導、ブランド構築指導等</u> を受ける 場合に要する経費 [例:謝金等] ※中間・完了検査時に各回の指導報告書の提出が必要となります。
委託·外注費	4 市場調査費 本助成事業における想定顧客のニーズを確かめるために、マーケティングや市場調査などを生業とする事業者に調査・分析を依頼する経費 [例:対象製品のマーケティング、モニター調査、顧客ニーズ調査、市場調査] ※市場調査費の助成金交付申請額は 25 万円 が上限となります。 ※市場調査費だけでは申請できません(試作品の開発が必要です)。 ※中間・完了検査時に専門性が分かる <u>委託先事業者の社歴(経歴)書や会社概要</u> (会社名、代表者名、設立年、従業員数、所在地、電話番号、URL、事業内容等が記載されていること)の提出が必要です。
	5 規格等認証・登録費 開発した試作品の規格適合、認証の審査・登録に要する経費 [例:認証・検査機関への申請手数料、成績証明書発行手数料、審査費用、登 録証発行料、登録維持料(初回のみ)、翻訳等] ※規格適合、認証取得に直接関連する経費に限り対象とします。 ※認証取得後に発生した経費(サーベイランス審査料、認証継続費用、更新審 査料)は対象外です。
	<注意事項> ア 1件 100 万円(税抜)以上の経費については、原則として2社以上の見積書(項目毎に内訳があり、価格の妥当性が評価できるもの)が必要です。 ※100 万円(税抜)未満の場合は申請時に見積不要

- イ次の経費は、助成対象となりません。
 - (ア)第三者へ再委託・再外注する経費(規格適合・認証取得に係る申請代行除く)
 - (イ)人材派遣に係る経費
- ウ 申請する全ての委託・外注費について、「委託・外注計画書」の作成が必要です。

開発した試作品の広報を目的とした取り組みに要する以下の経費

- 1 パンフレット・チラシの制作委託(助成限度額50万円)
 - ※以下に該当する場合は、助成対象となりません
 - (ア) DVD、CD 等紙媒体以外で配布するもの
 - (イ)会社案内、名刺、商品タグ、紙袋、クリアホルダー、カレンダー、手帳、 記念品、ノベルティ等の制作費用
 - (ウ)ダイレクトメールの発送に係る費用や、チラシ折込に係る費用

2 ホームページの制作委託(助成限度額 20 万円)

※ホームページの維持管理費(サーバー費用、ドメイン費用も含む)は助成対象となりません。

試作品広報費

3 PR 動画の制作委託(助成限度額 30 万円)

<注意事項>

- ア 試作品広報費だけでは申請できません(試作品の開発が必要です)。
- イ 助成事業で開発した試作品以外の製品・サービスや他社の社名・製品等が掲載されている場合は按分対象となります。また、ホームページの制作委託では開発した試作品が掲載されたページに係る経費のみ対象となり、その他の掲載があった場合按分対象となります。
- ウ 上記1~3に記載以外の広報に関する経費は、助成対象とはなりません [例:看板やのぼり制作・設置、デジタルサイネージ、ポスター掲示、紙媒体以外 で配布するカタログ、プレスリリース配信サービス等]

開発した試作品のニーズ確認を目的とした展示会出展に要する以下の経費

- ※中間・完了検査時に展示会出展によるニーズ確認を行ったことが分かる資料 (アンケート調査結果など)の提出が必要となります。
- 1 展示会出展に伴う小間料

2 ブース設営・装飾経費

[例:展示会装飾委託、出展ブース内で使用するポスター・パネル等掲示物のコンテンツ制作費]

展示会出展費

<対象となる展示会>

- ア 申請時に展示会等の<u>出展案内・パンフレット・WEBページの画面コピー等</u>(主催者、会期、会場、開催目的、<u>小間料</u>等が記載されているもの)が必要です。ただし、申請日時点で出展予定の展示会の出展案内・パンフレットが発行されていない場合は、直近に開催する同じ展示会のものでも可とします。
- イ 実際の会場で開催される展示会であること

- ウ 助成対象期間内に開催されること(展示会会期が助成対象期間内であること)
- エ 出展要項が主催者により発行され、一般に公開されていること。ただし、公社・ 国・都道府県・区市町村等が主催するものについてはこの限りではない
- オ 自社で主催又は運営に携わる展示会等(自社役員・従業員が役員・従業員を 兼務している法人等が主催又は運営に携わる展示会等を含む。)でないこと

<注意事項>

- ア 展示会出展費だけでは申請できません(試作品の開発が必要です)。
- イ以下に該当する場合は、助成対象となりません。
 - (ア)<u>商談や販売、資金調達など開発した試作品のニーズ確認以外を目的とした</u> 出展
 - (イ)出展小間内に助成事業者名(製品名・自社ブランド名)の表示がない場合
 - (ウ) 出展及び使用の事実が写真で確認できない場合
- ウ 助成事業者が全額負担している展示会等であっても、出展小間内に他社の社 名等の提示、他社の製品等の展示がある場合、按分の対象となる場合がありま す。
- エ 開発した試作品以外の製品・サービスの展示があった場合、助成対象経費を 按分して算出します

1 開発した製品等の特許・実用新案等に関する調査、出願、審査請求に要する 経費

[例:出願手数料、請求項毎に加算する額、先行技術調査料、文字情報入力・ 図面作成手数料、外国出願に係る現地代理人費用・翻訳料]

産業財産権 出願•導入費

2 特許・実用新案等(登録、出願、公告され、存続しているものに限る。)を他の事業者・個人から譲渡又は実施許諾(ライセンス料を含む)を受けた場合に要する 経費

<注意事項>

- 次の経費は、助成対象となりません。
- (ア) 印紙代、特許料、登録料等の経費
- (イ)出願してから審査請求するまでの間の一部手続きしか完了していない経費
- (ウ)助成事業終了日までに出願手続き等を完了していることが公的機関の書類 等で確認できない経費
- (エ)助成事業者に権利が帰属しない産業財産権に関する経費

9 最終成果物(試作品等)について

助成対象事業の完了には、最終成果物(試作品等)の完成(<u>設定した仕様を満たしていること</u>)が必要となります。

- ア 最終成果物(試作品等)の仕様として、<u>形状、構造、寸法、機能、性能(機能を数値で表したも</u> の)、精度、成分などを明確に設定してください。
- イ 最終成果物(試作品等)の仕様は審査・検査の評価要素であるため、第三者がその内容を客観的に確認できるように設定してください。
- ウ <u>申請書提出後、最終成果物(試作品等)の仕様の変更は原則できません。</u>十分に検討の上、申 請書に記入してください。
- エ 最終成果物(試作品等)が<u>完成したこと(仕様を満たしていること)を確認できなかった場合は事業完了とならず、助成金は交付されません。</u>

10 申請の流れ

手順	内容
【STEP1】 申請書の取得	当助成事業WEBサイトから申請書をダウンロードしてください。 <当助成事業WEBサイト> https://www.tokyo- kosha.or.jp/support/shien/monozukuri/index.html
【STEP2】 申請書類の作成	 ・申請書に必要事項を入力してください。 ・申請書を含む提出書類一式を電子媒体でご準備ください。 ・紙媒体が原本となる資料についてはスキャンファイルをご用意ください。 ・申請書は、全シートを1つの PDF ファイルに変換してからの提出を推奨します。
【STEP3】 申請書類の提出	「jGrants」による電子申請で提出して下さい。 <申請書提出期限> <u>令和7年10月31日(金)17時</u>

<申請書類の提出にあたり留意事項>

- ア郵送、持込、メール等での提出は受付しておりません。
- イ 未提出書類がある場合は、書類不備として審査されます。
- ウ 申請書類の連絡先は、申請者の役員又は社員の方に限ります。

※業務委託先、顧問契約者、経営コンサルタント等は不可

- エ 提出された申請書類は返却しません。必ず控えを保管してください。
- オ 必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- カ 形式上の明らかな不備があった場合、提出書類の差戻しを jGrants にて実施する場合がございます。一定期間内であれば再提出が可能です。

なお、一定期間経過後に再提出が無かった場合は、差戻し前の申請書類にて審査いたします。

- キ 上記力の差戻しが行われなかった場合であっても、形式上の明らかな不備等が無いことを保証 するものではありません。提出に当たっては、書類不備や重要事項入力漏れ等の確認を行って ください。
- ク 上記オ及びカの場合を除き、提出後の再提出、加筆、修正、差替え等はできません。

<jGrants について>

jGrants で電子申請を行うには 「gBizID プライム」アカウントを取得する必要があるため、事前にアカウントを取得してから申請してください。

- ※「gBizIDプライム」アカウントの取得には、GビズID運用センターによる審査があるため時間がかかります(原則2 週間程度)。アカウントを取得後、公社HP等のリンクにより「jGrants」サイトにアクセスし、画面の案内に沿って必 要事項を入力してください。
- ※ 入力内容の送信完了後、マイページの申請状況欄が「申請済み」となっていることを確認してください。

11 申請に必要な書類

○:必須提出、△:状況により必須提出、▲:任意提出

No	提出資料	部数	法	個 人 事
110	Д ИЯТ	HP 39A	人	業者
1	申請書【指定様式】 ※ 申請前確認書も併せて提出	1部	0	0
2	補足説明資料 【様式自由: 30 ページ以内程度】 企画書、仕様書、図面、システム構成図、フローチャート、競合製品カタログ等		•	•
3	見積書の写し他 ※ 外貨建取引の場合は見積日時点の当該外貨の為替レート(TTS)が客観的に確認できる資料を添付してください。 (1)機械装置・工具器具備品 100万円以上(税抜) 原則2社分以上の見積書を提出 市販品の場合、「価格表示のあるカタログ」等で代替可 100万円未満(税抜) 申請時の提出は不要 (2)委託・外注費 100万円以上(税抜) 原則2社分以上の見積書を提出 100万円未満(税抜) 申請時の提出は不要 (3)展示会出展費 出展案内・パンフレット・WEBページの画面コピー等(直近開催予定のもの可) (4)上記以外 申請時の提出は不要	1部	\triangle	\triangle
	確定申告書の写し【税務署へ提出した直近2期分を提出すること】			
	確定申告書の写し【税務署へ提出した直近2期分を提出すること】	次の(1)~	(6)のとおり)
	確定申告書の写し【税務署へ提出した <u>直近2期分</u> を提出すること】 (1) 別表一 ~ 十六	次の(1)~ 各1部	(6)のとおり)
4			. ,)
4	(1) 別表一 ~ 十六	各1部	0)
4	(1) 別表一 ~ 十六 (2) 決算報告書	各1部	0)
4	(1) 別表一 ~ 十六(2) 決算報告書(3) 勘定科目内訳明細書	各1部 各1部 各1部	0 0	0
5	 (1) 別表ー ~ 十六 (2) 決算報告書 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 法人事業概況説明書(表・裏) (5) 事業の収支内訳書 	各1部 各1部 各1部 各1部	0 0	
	(1) 別表一 ~ 十六 (2) 決算報告書 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 法人事業概況説明書(表・裏) (5) 事業の収支内訳書 ※ 貸借対照表を含む青色申告決算書でも可 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	0 0	
5	(1) 別表一 ~ 十六 (2) 決算報告書 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 法人事業概況説明書(表・裏) (5) 事業の収支内訳書 ※ 貸借対照表を含む青色申告決算書でも可 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ 発行後3ヶ月以内 個人事業の開業・廃業等届出書の写し	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	0 0	0
5	 (1) 別表ー ~ 十六 (2) 決算報告書 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 法人事業概況説明書(表・裏) (5) 事業の収支内訳書 ※貸借対照表を含む青色申告決算書でも可 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※発行後3ヶ月以内 個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※都内税務署の受付印又は受信通知のあるもの 	各1部 各1部 各1部 各1部 1部	0 0 0 0	0
5 6 7	(1) 別表一 ~ 十六 (2) 決算報告書 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 法人事業概況説明書(表・裏) (5) 事業の収支内訳書 ※ 貸借対照表を含む青色申告決算書でも可 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※ 発行後3ヶ月以内 個人事業の開業・廃業等届出書の写し ※ 都内税務署の受付印又は受信通知のあるもの 法人事業税及び法人都民税の納税証明書(都税事務所発行) 代表者の所得税納税証明書 その1(税務署発行)	各1部 各1部 各1部 各1部 1部 1部	0 0 0 0	0

[※] 登記簿謄本など電子申請時に提出した資料の原本は、申請者にて保管してください。

書類審査を通過した場合、現地調査時に原本確認を行う可能性がございます。

12 審査の流れ

	内容
【一次審査】 書類審査	提出された申請書類に基づき、 <u>書面</u> による審査を行います。 審査結果は書面にてお知らせします。
【二次審査】 面接審査	一次審査を通過した申請者に対して、二次審査(面接審査)を行います。 面接審査は <u>公社が定める日時</u> で行います。
【総合審査】	一次審査、二次審査を踏まえて、総合的な審査を行います。

<審査の視点>

- (1) 書類審査
 - ア 資格審査(申請要件等)
 - イ 経理審査(財務内容、事業予算等)
- (2) 面接審査

ア 事業審査

- ① 事業趣旨との適合性(自社事業の新規展開等)
- ② 市場性(提案の実現性、ニーズの把握、販売見込等)
- ③ 新規性(新たな付加価値等)
- ④ 優秀性(比較優位性の要素等)
- ⑤ 実現性(技術的能力、社内外体制、資金計画等)

<審査の留意点>

- ア 審査は非公開で行います。<u>審査に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますので、</u> 予めご了承ください。
- イ 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。

13 交付決定

(1) 交付決定

交付決定は申請内容について審査の結果、助成対象とすることを決定したもので、<u>支払いを</u> 保証するものではありません。

- ※申請者に「助成金交付決定通知書」により通知します。
- ※助成金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- ※交付決定された場合、企業名、申請テーマを公表します。

(2) 助成対象期間

助成事業の実施にあたっては、申請内容及び決定通知書記載の内容に沿って<u>交付決定日から</u> 最長2年の間に必ず完了させてください。

助成対象となる経費はこの期間に発注または契約、取得、実施し、支出する経費です。

(3) 交付予定額

交付予定額は交付金額の上限額を示し、支払いを保証するものではありません。

査定の結果、交付予定額から減額になることがあります。

※交付予定額は「助成金交付決定通知書」に記載されます。

14 交付決定後の流れ

(1) 事前支援(事務手続き説明ほか)

公社担当者が事業実施場所を訪問し、申請内容に沿って事務管理の説明、開発内容に関する確認等を実施します。

(2) 中間報告(遂行状況報告書の提出)

- ア 報告対象は交付決定日から1年間となります。
- イ 助成対象期間が1年以内の場合、中間報告及び中間検査は対象外です。 (ただし、「助成金変更承認申請書」の提出により、助成対象期間を1年超の期間に変更 した場合は除く)
- ウ 交付決定日より1年後の翌日から15日以内に遂行状況報告書を提出してください。
- エ 交付決定日から1年の間に発注または契約、取得、実施、支払いまでが完了した経費について、支払い確認に必要な帳票類等のコピーを報告書に添付して提出してください。
- オ 交付決定日から1年の間に支払いが完了しているものの、遂行状況報告書において報告 がない経費は助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

(3) 中間検査

提出された遂行状況報告書に基づき、申請書記載の事業実施場所又は公社が指定する場所 で実施します。内容は、開発物(試作品)、購入物等の確認、支払った経費についての確認(証 拠書類などの原本照合)等となります。訪問日は、公社担当職員からご連絡の上、決定させていただきます。

(4) 完了報告(実績報告書の提出)

- ア 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください(15日以内)。
- イ 中間報告対象期間の翌日以降から事業終了日までに支払いが完了した経費について、支払 確認に必要な帳票類等の写しを添付してください。

(5) 完了検査

提出された実績報告書に基づき、申請書記載の事業実施場所又は公社が指定する場所で実施します。内容は、開発物(試作品)、購入物等の確認、支払った経費についての確認(証拠書類などの原本照合)等となります。訪問日は、公社担当職員からご連絡の上、決定させていただきます。

(6) 助成金の額の確定

- ア 完了検査後、公社にて報告書類を確認し、助成事業が適正に行われたと認められたときは、助成金の額を確定し、「確定通知書」により通知します。
- イ 助成金の確定額は、対象外経費は除外し、経費の区分ごとにそれぞれ実際に要した助成対象 経費に2分の1を乗じて得た額と、交付予定額を比べ、低い方の額となります。ただし、各経費 区分において千円未満は切り捨てとなります。

(7) 助成金の請求及び交付(支払い)

- ア 助成金額の確定通知を受けた後、助成金請求書及び印鑑証明書(発行より3ヶ月以内のもの 1通)を提出してください。請求書には印鑑証明と同じ印を押印してください。
- イ 請求書が提出された後、指定の銀行口座へお振込いたします。

15 報告書類

中間報告または完了報告の際は、(1)~(4)を提出してください。

詳細は、交付決定後の事務手続き説明にてご説明いたします。

(1) 報告書 (全て公社指定様式)

- ア 遂行状況報告書(中間報告時)又は実績報告書(完了報告時)
- イ 支払総括表
- ウ 経費区分別支払明細表

(2) 成果確認書類

ア 開発過程・結果、最終成果物(試作品等)の完成の根拠となる技術文書等 (仕様書、試験報告書、図面、写真、カタログ等)

(3) 経理確認書類

- ア 見積書
- イ 契約書(委託・外注費以外は注文書・請書のセットでも可)
- ウ納品書
- 工 請求書
- オ 振込控(10万円未満の現金払い、または所得税の源泉徴収の場合は領収書)
- 力 通帳等

(4) 履行確認書類

各経費に応じて必要な書類が異なります。

- ア 原材料・副資材費
- ・カタログ等(標準的な価格の分かるもの)
- ・納品が確認できる写真等
- ・残量や使用履歴が分かる受払簿 など
- イ 機械装置・工具器具費・カタログ等(標準的な価格の分かるもの)
 - ・納品が確認できる写真 など
- ウ 委託・外注費
- (外注・委託の場合)
 - ・委託契約書の写し
 - ・仕様書、図面等の委託内容を示す文書(要求仕様)
 - ・仕様書、設計書、試験報告書、完了報告書などの完了・成果が確 認できる文書(納品物) など

(専門家指導費の場合)

- ・契約書の写し
- ・指導者の略歴が明記されているもの
- ・指導報告書 など

(市場調査費の場合)

- ・委託契約書の写し
- ・委託先事業者の社歴(経歴)書や会社概要
- ・調査報告書など完了・成果が確認できる文書(納品物)

(規格等認証・登録費の場合)

- ・認証・審査機関への申込書等
- ・認証登録が確認できる書類 など
- 工 試作品広報費
- ・委託契約書の写し
- ・仕様書等の委託内容を示す文書(要求仕様)
- ・納品物、完了報告書などの完了・成果が確認できるもの
- 才 展示会参加費

(共通)

- ・展示会開催時(準備中は不可)のカラー写真複数枚(ブース全景、 試作品展示、社名・製品名等の掲示など写したもの)
- ・展示会出展によるニーズ確認を行ったことが分かる資料 (アンケート 調査結果など)

(展示会出展に伴う小間料の場合)

- ・主催者が公式に発行した展示会等の出展案内
- ・展示会当日のガイドブックや会場案内図

(ブース設営・装飾経費の場合)

- ・委託契約書の写し
- ・仕様書、図面等の委託内容を示す文書(要求仕様)
- ・仕様書、設計書などの完了・成果が確認できる文書など
- カ 産業財産権出願・導入費・特許庁の受領書

 - ・特許事務所等の有資格者に依頼した内容がわかる書類
 - ・出願内容の要旨
 - ・(外国出願のみ)相手国へ提出した翻訳文(要点を日本語訳で添付)

16 助成事業の経理

- (1) 助成事業に係る経理処理については、他の事業と区別して収支を記録するとともに、帳票類を保管してください。助成事業に関する書類は助成事業終了後、翌年度から5年間保管する義務があります。
- (2) 支払方法は、金融機関による申請者名義(法人は法人名義)の口座からの振込払いを原則とします。現金、小切手及び約束手形、クレジットカードによる支払は、次の条件を満たしている場合を除き、助成対象外となります。

ア 現金の支払条件

- ・総額10万円未満(税込)の支払いで、振込による支払が困難な場合
- ・該当経費が明確に区分できる支払先発行の領収書・明細書が提出できること

イ 小切手・手形の支払条件

- ・自社発行であること
- ・助成事業実施期間内に振出し・決済が完了していること
- ・当座勘定照合表等で決済が確認できること
- ※手形の裏書による支払については助成対象外となります。
- ※小切手、手形帳の表紙と控えの写し、当座勘定照合表等の写しが必要です。
- ※他社発行の手形・小切手により支払が行われている経費は助成対象外となります。

ウ クレジットカードの支払条件

- ・下記【必要な帳票】を提出できること
- ・利用日及び銀行口座からの代金引き落としが助成事業実施期間内に確認できること
- ・支払方法がリボ払い、分割払いでの決済でないこと
- ・助成事業者本人のカード(法人の場合は法人カード)を使用した支払であること
- ※法人において、代表者や従業員の個人カードでの支払は助成対象外となります。
- ※支払時に、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント相当分は、助成対象経費から控除します。

【必要な帳票】

- ・利用月の支払明細書(引き落としとなる総額と内訳が分かる明細が記載されていること)
- ・預金通帳の写し又は当座勘定照合表
- ・付与されたポイントもしくは還元率が分かる資料
- (3) 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、 客観的に確認が可能な方法により計算してください。支払日時点の為替レート(TTS)が確認できる 資料等の提出が必要です。

17 事業計画の変更・中止

申請書に記載された内容を変更・中止するときは、事前に所定の手続きを行い、公社から承認を得る必要があります。ただし、正当な理由がないと判断された場合は、承認されません。公社の承認を得ずに変更等を行った場合は、助成対象外となります。

- ・助成事業の内容を著しく変更しようとするとき
 - 例 外注(委託)先の変更や追加、外注(委託)内容の大幅な変更、事業終了予定日の変更(早まる場合を除く)、事業実施場所の変更、1件あたりの単価が税抜100万円以上の機械装置・工具器具を新たに購入するとき など
- ・助成事業の経費区分ごとの配分額 20%を超えて変更しようとするとき (助成対象経費 (税抜)で計算)
- ・代表者等(名称、所在地、代表者名)の変更又は新会社等の設立等をしたとき
- ・助成事業を中止 (廃止) しようとするとき

18 助成事業完了後の注意事項

(1) 公社職員による調査

助成事業の実施状況、助成金の収支、関係書類、購入品その他について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 企業化状況報告書の提出

- ア 助成事業者は助成事業の成果を活かし、事業化に努めてください。
- イ <u>助成事業の完了した年度の翌年度から5年間、助成事業の成果について企業化状況報告書</u>を提出していただきます。
- ウ 助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、商標又は著作権等を助成事業完了年度又は助成事業完了年度の翌年度から5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、企業化状況報告書にその旨を記載してください。

(3) 収益納付

助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後、翌年度から5年間、当該助成事業の事業化により相当の収益を得た場合並びに産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び他への供与により収益が生じた場合には、その収益の一部を納付していただきます。ただし、納付額は助成金の交付額が上限です。

基準納付額=(助成事業に係る当該年度収益額-控除額)×(助成金額/総事業費)

- ·当該年度収益額=助成事業売上高-(製品仕入高+製造原価+販管費)
- ・控除額 =助成事業年度の自己負担額×0.2
- ・総事業費 =助成事業年度から当該年度までの助成事業に係る総経費

(4) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類は助成事業完了年度の翌年度から5年間、保存しなければなりません。

(5) 財産の管理及び処分

- ア 助成事業により取得し、又は効用の増加した設備(機械装置、工具器具その他備品をいう。以下に同じ。)、研究開発物(試作品)及びその他成果物(以下、「財産」という。)について、その管理状況を明らかにし、かつ、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年経過する日まで保存しなければなりません。財産(設備及びその他成果物については、取得価格又は増加価格が50万円以上(税抜)のものに限る)については、実績報告書に記載するとともに、公社配布のステッカーを貼って管理してください。また、この期間内に処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄)しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出して公社の承認を受ける必要があります。財産は、助成事業のために取得するものであって、他の用途に使用することはできません。
- イ 助成事業により取得した財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理が必要です。
- ウ 財産処分を行った際に、助成金額の一部を納付していただく場合があります(納付額は当該処分財産に係る助成金額を限度とします)。ただし、助成事業者が助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、設備(取得価格又は増加価格が50万円以上(税抜)のものに限る。)及び研究開発物を転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合は、あらかじめ財産処分生産転用申請書を提出して公社の承認を受けることで、納付義務が免除されます。

※事由が生じた場合は、公社へお問い合わせください。必要な様式をお送りします。

(6)成果の公表

助成事業によって得た成果を公表する場合は、申請書とともに提出いただく「事業成果の 広報活動について」に基づき、広報媒体に本助成事業で開発した旨を記載してください。

(7)助成事業者の公表

助成事業により成果をあげられた事業者について、別途助成事業の成果を公開する場合があります。

19 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、外注(委託)先の事業者その他助成事業の関係者(以下「助成事業者等」という。)が次のいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、助成事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1)助成事業について交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2)助成事業者が偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき (キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む。)。
- (3)助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (4)助成事業者が都内において実質的に事業を行っている実態がないと認められるとき又は助成事業の実施場所において助成事業の活動実態がないと認められるとき。

- (5)助成事業について申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) 助成事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に 違反したとき。
- (7)助成事業者等が申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき。
- (8)助成事業者等が申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・ 国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき。
- (9)助成事業者等が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- (10)助成事業者等が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、霊感商法な ど公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると公社が判断したとき。
- (11) その他、助成事業又は助成事業者として不適切と公社が判断したとき。
 - ※不正行為に対しては、刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。
 - ※不正又は事故を起こした助成事業者及び委託・外注先の事業者その他関係者等については、以 後公社が実施するすべての助成事業に申請できません。

補足 よくある質問

1 申請について

Q1 他の公的機関の助成金と同一テーマで重複して申請することは可能か。

他の公的機関の助成金(ものづくり補助金等)とは、併願申請は可能です。しかし、同一テーマで他の公的機関と二重に助成金を受け取ることはできないため、両方交付決定された場合は、一方を辞退していただきます。

Q2 公社の他の助成事業と同一テーマで申請することは可能か。

公社の他の助成事業との併願申請は不可です。どちらか一方のみを申請してください。

Q3 自社の決算時期を理由として、確定申告書類が手元にない。

直近前期の確定申告書類が間に合わない場合、前々期と3期前の確定申告書類を提出してください。

Q4 決算期の変更により決算の対象期間が12か月に満たない場合はどうすればよいか。

合計で24か月分が含まれるよう確定申告書(3期以上)を提出してください。

Q5 どんな会社が助成対象となるか。

中小企業基本法上の会社とは、会社法上の会社を指し、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社等を指すものとします。

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、有限 責任事業組合(LLP)等は助成対象外となります。

2 助成対象について

Q6 ファブレス(製造設備を持たない)企業でも申請が可能か。

申請は可能です。ただし、例えば試作品開発の主要な部分は自社で行うこと(<u>自社が開発の主</u><u>軸となること</u>)が要件です。

※「6 助成対象 <助成対象とならない場合の例>(P.6)」などを参照ください。

3 開発実施場所について

Q7 事業実施場所に他社を記載してもよいか。

申請者の事業所に限ります。委託先を含め他社を事業実施場所とすることはできません。

4 助成対象経費について

Q8 最終成果物(試作品等)が完成しなかった場合、途中までかかった経費は支払われるか。

助成事業の完了は、最終成果物(試作品等)が完成することが条件になります。完了検査にて最終成果物(試作品等)の完成と経費関係書類の確認ができた場合に助成事業完了となります。最

終成果物(試作品等)が完成されなかった場合は、それまでかかった経費は支払われません。

Q9 助成対象期間前に支払った経費は対象になるか。

対象になりません。助成対象期間内に契約、取得、支払が完了した経費が対象です。なお、見積 書は交付決定日以前のものでも構いません。

Q10 レンタルサーバ代、クラウドサービス利用料は、対象経費になるのか。

対象経費となります。助成事業のために利用する費用であって、助成対象期間内に発注または 契約、取得、支払が発生した経費が対象です。機械装置・工具器具費に計上してください。

Q11 機械装置・工具器具費、委託・外注費の見積もりは1社分のみでよいか。

1件 100 万円(税抜)以上の機械装置・工具器具費または委託・外注費については、申請時に見積書2社分の提出が必要になります。なお、「1社しか生産していない」、「販売元が1社に限られている」「技術的に対応可能な企業が他にない」といった業界・商慣習等に起因した、やむを得ない理由がある場合のみ、1社分でも構いません。ただし、その理由を申請書に記載してください。「過去に取引実績があるため」等の理由では認められませんのでご注意ください。

1件 100 万円(税抜)未満の場合は、申請時の見積書の提出は不要です。

Q12 100 万円以上の機械装置・工具器具費及び委託・外注費について、ネットワーク参画企業に発注・委託等する場合であっても、2社以上の見積書は必ず用意しなければなりませんか。

100 万円以上の機械装置・工具器具費及び委託・外注費は、ネットワーク参画企業に発注・委託等する場合であっても2社以上の見積書を添付ください。なお、「1社しか生産していない」、「販売元が1社に限られている」「技術的に対応可能な企業が他にない」といった業界・商慣習等に起因した、やむを得ない理由がある場合のみ、1社分でも構いません。ただし、その理由を申請書に記載してください。

Q13 調達予定である物品等の仕様が決まってない場合は、「未定」と記載すればよいか。

「未定」とは記載せず、申請時点で想定される仕様を記入してください。

Q14 事業終了後にも生産活動で利用する予定の機械装置の設置は、助成対象経費となるか。

原則、対象となりません。

ただし、助成対象経費の適合条件である「本助成事業に係るものとして明確に区分できる」場合のみ、助成対象経費とすることも可能です。例えば、当該機械装置のリース料のうち、申請された開発・改良等に要する期間のリース料などが対象となります。

5 その他

Q15「機械装置·工具器具費」として計上されている試作金型を協力企業へ貸与してよいか。

「自社以外に設置する機械装置・工具器具類に係る経費」は助成対象になりません。

ただし、試作金型など可動物については、試作品製作のためなど貸与することが助成対象事業の遂

行に必要不可欠であること、助成対象期間中の一時的な貸与であり主たる保管場所は自社であること、 検査時に自社で保管していることが確認できることなどをすべて満たす場合は貸与が認められる場合が あります。

Q16 開発した試作品自体は、販売してよいか

販売できません。開発した試作品自体は5年間の保存義務があります。